

船橋市高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、母子家庭の母又は父子家庭の父に対して、高等職業訓練促進給付金（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号。以下「法」という。）第31条第2号に規定する母子家庭高等職業訓練促進給付金及び法第31条の10において準用する法第31条第2号に規定する父子家庭高等職業訓練促進給付金をいう。以下「訓練促進給付金」という。）及び高等職業訓練修了支援給付金（法第31条第3号に規定する政令で定める母子家庭高等職業訓練修了支援給付金及び父子家庭高等職業訓練修了支援給付金をいう。以下「修了支援給付金」という。）を支給することについて、「母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金事業の実施について」（平成26年9月30日発雇児発0930第3号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に示されている「高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱」（以下「国要綱」という。）に基づき運営すべき事項の確認と、国要綱中に定めのない事項を定めることにより支障なく給付事務を行うことを目的とする。

(対象者)

第2条 訓練促進給付金の支給対象者は、本市に住所を有する母子家庭の母又は父子家庭の父（法第6条第1項又は第2項に定める配偶者のない者で現に児童を扶養している者をいう。また、父子家庭の父については、平成25年4月1日以降に修業を開始した者をいう。以下「父子家庭の父」という。）であつて、国要綱における「対象者」の要件を満たすものとする。

(対象資格)

第3条 訓練促進給付金等の支給対象資格は、国要綱における「対象資格」の要件を満たすものとする。

2 対象資格の例

- (1) 看護師
- (2) 准看護師
- (3) 介護福祉士
- (4) 保育士
- (5) 理学療法士
- (6) 作業療法士
- (7) 歯科衛生士
- (8) 美容師
- (9) 社会福祉士
- (10) 製菓衛生師
- (11) 調理師

(支給期間等)

第4条 訓練促進給付金の支給期間は、国要綱における「支給期間等」の要件に準じて規定するものとする。

(支給額等)

第5条 訓練促進給付金の支給額は、国要綱における「支給額等」の要件に準じて規定するものとする。

(事前相談の実施)

第6条 訓練促進給付金等の支給に際しては、国要綱における「事前相談の実施」の要件に基づき事前相談を実施する。

(訓練促進給付金等の支給等)

第7条 訓練促進給付金等の支給を受けようとする者は、市長に対して国要綱における「訓練促進給付金等の支給等」に準じて申請書及び添付書類の提出を行うこととする。なお、申請における様式は要綱中の参考様式に準じる。

(訓練促進給付金等の支給の決定)

第8条 市長は、支給申請があった場合は、国要件における各要件に該当しているかを審査し、国要件における「訓練促進給付金等の支給の決定」に基づき支給の可否を当該申請者に通知するものとする。

(訓練促進給付金等の請求)

第9条 訓練促進給付金の支給決定を受けた者が、その支払いを受けようとするときは、支給対象である月（以下「支給対象月」という。）の翌月10日までに、養成期間の長が発行する支払い対象月の在籍を証明する書類を添付して、請求書による請求を行わなければならない。また、修了支援給付金の支給決定を受けた者が、その支払いを受けようとするときは、支給決定を受けてから30日以内に、請求書を提出しなければならない。ただし、やむを得ない事由がある場合はこの限りではない。

(修業期間中の受給者の状況確認等)

第10条 市長は、訓練促進給付金の支給を受けている対象者並びに支給期間の上限を超えて修学を継続している者（以下「受給者等」という。）に対し、当該受給者が養成機関に在籍していることを確認するため定期的に出席状況に関する報告、修得単位証明書、その他給付金の支給に関して必要と認める報告等を求めることができる。

2 受給者が母子家庭の母又は父子家庭の父でなくなったとき、本市に住所を有しなくなったとき、又は修業をとりやめたときは、14日以内に市長に届け出なければならない。

(支給決定の取消)

第11条 市長は前条第2項の資格喪失届が提出されたとき、又は受給者が支給要件に該当しなくなったときは、支給を停止するとともに支給決定を取り消し、当該受給者に通知するものとする。

(支給決定額の変更)

第12条 受給者若しくは当該受給者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税の課税状況が変わったときは、14日以内に市長に届け出なければならない。

2 市長は前項の課税状況変更の届け出があったとき、又は受給者若しくは当該受給者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税の課税状況が変わったときは、支給額を変更し、当該受給者に通知するものとする。

(訓練促進給付金の一時停止等)

第13条 市長は、受給者がやむを得ない事由により修業を一時休止したときは、訓練促進給付金の支給を一時停止することができる。受給者は修業を一時休止したとき及び修業を再度開始したときは、それぞれ14日以内に市長に届け出なければならない。

2 市長は前項の修業一時休止の届け出があったとき、又は受給者が修業を一時休止したときは、支給を一時停止し、その旨を当該受給者に通知するものとする。また、就業再開の届け出があったときは、支給停止を解除し、その旨を当該受給者に通知するものとする。

(訓練促進給付金の支払の調整)

第14条 第12条により支給額の変更が決定され、すでに支給を受けた訓練促進給付金に返還すべき金額が生じた場合、その支給を受けた訓練促進給付金は、その後支払うべき訓練促進給付金の内払とみなすことができる。

(訓練促進給付金等の返還)

第15条 市長は、偽りその他不正な手段により訓練促進給付金等の支給を受けた者があるときは、支給額に相当する額の全部を返還させることができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年2月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年6月5日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前に修学を開始した者に係る訓練促進給付金の支給については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前に修学を開始した者に係る訓練促進給付金等の支給については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前に修学を開始した者に係る訓練促進給付金等の支給については、なお従前の例による。

3 平成25年度における父子家庭の父に係る訓練促進給付金の支給は、平成25年9月30日までの間において申請があった場合は、第2条に定める対象者に該当するに至った日の属する月以降の各月において支給できるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前に修学を開始した者に係る訓練促進給付金等の支給については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成24年3月31日以前に修業を開始した者に係る訓練促進給付金等の支給については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成24年3月31日以前に修業を開始した者に係る訓練促進給付金等の支給については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成24年3月31日以前に修業を開始した者に係る訓練促進給付金等の支給については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に調製されている用紙は、当分の間所要の調整をして使用することができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年11月15日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に調製されている用紙は、当分の間所要の調整をして使用することができる。

(施行期日)

1 この要綱は、令和元年5月17日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に調製されている用紙は、当分の間所要の調整をして使用することができる。

附 則

この要綱は、令和元年12月5日から施行し、令和元年7月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。